

(参考2) 新型コロナウイルス感染症に係る特例 措置の概要 (令和3年7月1日現在)

1 農林漁業セーフティネット資金の貸付条件の特例		
償 還 期 限	15年以内 (通常10年以内を延長)	
貸 付 限 度 額	一般：1,200万円 (通常600万円を引き上げ) 特認：年間経営費等の12分の12 (通常12分の6を引き上げ)	
返 済 順 位	劣後特約付貸付制度の適用 ※公庫直接貸付に限る。 法的倒産時に返済順位を他のすべての債権 (一般債権を含む。) より劣後させる特約を付すもの。	
2 金利負担軽減措置 (貸付当初5年間、利子助成により実質無利子化)		
区 分	災害関連	反転攻勢関連
対象者・取組み	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じている農業者等が行う復旧、当面の資金繰り、債務返済等	新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して農業者等が新たに取り組む販路拡大や省力化等の施設整備等
対 象 資 金	① 農業近代化資金 ② 農業経営負担軽減支援資金 ③ 農林漁業セーフティネット資金 ④ スーパーL資金 (負債整理関係資金を含む。) ⑤ 経営体育成強化資金 (負債整理関係資金を含む。)	① 農業近代化資金 ② スーパーL資金 (負債整理関係資金を除く。) ③ 経営体育成強化資金 (負債整理関係資金を除く。) ④ 農林漁業施設資金
3 実質無担保・無保証人 (注1)		
対 象 資 金	① 上記2のすべての対象資金 ② 既往借入の借換えのためのJA等民間のプロパー資金	○ 農業近代化資金
4 保証料の負担軽減 (貸付当初5年間免除) (注2)		
対 象 資 金	① 農業近代化資金 ② 農業経営負担軽減支援資金 ③ 既往借入の借換えのためのJA等民間のプロパー資金	○ 農業近代化資金
※ 以上の措置の適用期限：令和4年3月31日 (ただし、1及び3の対象資金のうち公庫資金については令和3年12月31日借入申込分まで。)		
※ このほか、借用証書等の印紙税の非課税措置が適用される場合があります。		
※ 上記の措置の最新内容及び詳しい条件等は融資機関に確認するようご注意ください。		

注1：融資機関及び農業信用基金協会において担保は融資対象物件に限るなどの方法です。

2：JA等の民間資金において農業信用基金協会の当初5年間の保証料が免除されます。